

福井県報

第 310 号
令和 6 年
8 月 6 日 (火)
火曜日発行

目次

告示

- 有害な興行の指定(三五・一・県民安全課)……………二
- 救急業務に係る医療機関の認定(三五・二・福井保健所)……………二

公告

- 指定管理者の募集(財産活用課)……………二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(税務課)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(子ども療育センター)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………六
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(六件・商業・市場開拓課)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業課)……………一九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(工業技術センター)……………二一
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………二二
- 土地改良区の役員の就任(同)……………二二
- 公共測量の実施(土木管理課)……………二二
- 指定管理者の募集(港湾空港課)……………二二
- 都市再開発法の規定による福井駅前南通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)……………二三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(会計課)……………二三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)……………二四
- 政治団体の設立の届出(四五)……………二四

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(四五)……………二四

- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(四六)……………二四
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出の公表の訂正(四七)……………二六
- 政治団体の解散の届出(四八)……………二六
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(四九)……………二六

告示

福井県告示第351号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年7月19日

| 種別 | 題名 | 制作会社、配給会社等名 |
|----|---|------------------|
| 映画 | 愛液芸術 カラダと年月をかさねて | 工藤組 〈オーピー映画〉 |
| 映画 | ニンフォニアックVOL.2 [ゾイレクターズ・カット完全版] (原題) | シンカ (デジワークほか) |
| 映画 | ニンフォニアックVOL.1 [ゾイレクターズ・カット完全版] (原題) | シンカ (デジワークほか) |
| 映画 | アンチクライスト (原題) ANTICHRIST | シンカ (デジワークほか) |

福井県告示第352号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 嶋田病院
- 所在地 福井県福井市西方1丁目2-11
- 認定の有効期間
自 令和6年9月1日

至 令和9年8月31日

- 区分 救急診療所
- 名称 医療法人清風会 吉田医院
- 所在地 福井県福井市順化1丁目8番1号
- 認定の有効期間

自 令和6年9月1日

至 令和9年8月31日

- 区分 救急診療所

- 名称 医療法人 宮崎整形外科医院

- 所在地 福井県福井市加茂河原3丁目8-6

- 認定の有効期間

自 令和6年9月1日

至 令和9年8月31日

告示

福井県県民ホールの設置および管理に関する条例（平成18年福井県条例第40号）第4条第1項の規定に基づき、福井県県民ホールの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 指定管理者に管理を行わせる施設

- 施設名

福井県県民ホール

- 所在地

福井県福井市手寄1丁目4-1

- 指定管理者の業務の範囲

(1) 福井県県民ホールの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限、その他の利用に関する業務

(2) 福井県県民ホールの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 福井県県民ホールの維持管理に関する業務

(4) 地域の文化および産業の振興に関する情報の収集、提供、企画および実施に関する業務

(5) 福井県県民ホールの設置目的にふさわしい業務の企画および実施に関する業務

指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和6年8月6日(火)から令和6年10月10日(木)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)までの平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県総務部財産活用課

(3) 提出部数

正本1部および副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所あて送付すること。なお、福井県財産活用課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県総務部財産活用課財産グループ
電話 0776-20-0251

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称および数量

福井県税務システム等運用保守業務 一式

(2) 調達物品等

入札説明書および福井県税務システム等運用保守業務仕様書(以下、「入札説明書等」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで(長期継続契約)

この場合に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削減があった場合は、この契約を解除する。

(4) 履行期間

令和6年10月1日(火)から令和9年9月30日(木)まで

(5) 履行場所

福井県総務部税務課および未来創造部DX推進課電子計算機室他

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものである。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(5) 福井県税務システムが利用している株式会社NTTデータのバツケージ「BizV e c t i g a l l」について、当該バツケージの使用許諾を受けていること。

(6) 福井県税務システム障害発生時から1時間以内に業務従事者が福井県庁に駆けつけ、障害復旧に着手することができる体制が整備されていること。

(7) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付および福井県税務システム運用マニュアルの閲覧

(1) 入札説明書等の交付、福井県税務システム運用マニュアルの閲覧場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。なお、福井県税務システム運用マニュアルは上記の場所のみでの閲覧とする。

(3) 福井県税務システム運用マニュアルは、下記の日時において閲覧することができる。

ア 日時

令和6年8月6日(火) 9時から令和6年9月18日(水) 16時まで

イ 閲覧したい場合は、閲覧希望日前日までに(1)の問合せ先に連絡すること。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、入札説明書に定める様式。)に、必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し、福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年8月6日(火) 9時から令和6年9月6日(金) 17時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法

5(3)と同様とする。

(3) 入札書の提出期間

令和6年9月17日(火) 8時30分から令和6年9月18日(水) 16時まで

(4) 開札日時

令和6年9月19日(木) 11時

(5) 開札場所

福井県総務部税務課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県総務部税務課 税務管理グループ

電話 0776-20-0256

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the Service to be required :

Operation and Maintenance the Tax System of Fukui 1 set.

(2) Date-time of Bidding :

11:00 A.M. 19th September 2024

(3) Period of contract :

30th September 2027

(4) The place for delivery and Contract for notice :

Tax Division, Department of General Affairs, Fukui Prefectural Government.

3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.

Tel 0776-20-0256

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第2号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

県立病院関連四施設 防犯設備更新業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県 ことば療育センター

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

3 落札者を決定した日

令和6年7月10日

4 落札者の名称および住所

大和電建株式会社

福井県福井市開発1丁目101

5 落札金額

63,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和6年5月28日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

福井県立病院長 道傳 研司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称

重油（JIS規格1種1号）

(2) 調達物品の調達予定数量

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者でないこと。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

(2) 入札説明書等の交付期間

令和6年8月6日（火）から令和6年8月19日（月）（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）までの9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和6年8月6日（火）から令和6年8月19日（月）（休日を除く。）9時から

16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出（期間内必着）すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

〒９１０－８５２６

福井県福井市四ツ井２丁目８番１号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 ０７７６－５７－２９４１

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イの提出先に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和6年9月18日(水) 8時30分から17時まで

令和6年9月19日(木) 8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和6年9月20日(金) 10時00分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。また、入札金額は、調達物品1リットル当たりの単価を記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒９１０－８５２６

福井県福井市四ツ井２丁目８番１号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 ０７７６－５７－２９４１

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと

とともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときはその旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1 1 Summary

(1) Name of products to be purchased

Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased

1,400Kl

(3) Delivery Period

From October 1, 2024 through March 31, 2025

(4) Delivery Place

2-8-1 Yotsui, Fukui-city, Fukui prefecture

Fukui Prefectural Hospital

(5) Date, Time of Bidding

10:00 AM 20 September 2024

(6) Contract point for the notice

Business management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui,

Fukui-city, Fukui-prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2941

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ピアゴ丸岡店

福井県坂井市丸岡町一本田2字小深町11番地3 外74筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榊原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

Joy Mart丸岡店

(変更後)

ピアゴ丸岡店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前)

ユニー株式会社

代表取締役 佐々木 孝治

(変更後)

ユニー株式会社

代表取締役 榊原 健

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人

にあっては代表の氏名

(変更前)

・ユニー株式会社

代表取締役 佐々木 孝治

・フジパンストアア-株式会社

代表取締役 高木 和巳

・株式会社さかの

代表取締役 坂野 和典

・株式会社サンリファーム

代表取締役 小林 英美

・有限会社ゼロモード

代表取締役 大網 清数

・アマックテレコム株式会社

代表取締役 青木 隆幸

・有限会社ジャパン・フラー・コーポレーション

- 代表取締役 松村 吉章
・有限会社スターフーズ
代表取締役 中本 貴久
(変更後)
・ユニー株式会社
代表取締役 榊原 健
・フジパンストアー株式会社
代表取締役 川端 賢二
・株式会社さかの
代表取締役 坂野 和典
・株式会社大創産業
代表取締役 矢野 靖二
・maテレコム株式会社
代表取締役 柴崎 秀紀
・有限会社花工房
代表取締役 安達 吉則
- 4 変更の年月
(1) 平成21年2月21日
(2) 令和5年10月31日
(3) 令和5年10月31日
- 5 変更する理由
(1) 店舗名称変更のため
(2) 設置者の代表者の変更のため
(3) 小売業者の名称および代表者の変更ならびに入退店のため
- 6 聴取した意見の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場开拓課
福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市産業政策部商工労政課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午後8時30分から午後5時15分まで
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により

公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
MEGAドン・キホーテUNY福井店
福井県福井市飯塚町11字11番地 外55筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アセット・プロパティマネジメント
代表取締役 平田 一馬
東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社アセット・プロパティマネジメント
代表取締役 白濱 満明
(変更後)
株式会社アセット・プロパティマネジメント
代表取締役 平田 一馬
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
・U-Dリテール株式会社
代表取締役 片桐 三希成
・株式会社セリア
代表取締役 河合 映治
・北越フジパンストアー株式会社
代表取締役 高山 昭一
・伊井餅株式会社
代表取締役 伊井 正廣
・株式会社梅田果実店
代表取締役 梅田 敬男
・合資会社三谷屋
代表社員 村田 欣弥
・友田 都芳
・株式会社ハニーホールディングス

- 代表取締役 江尻 義久
- 株式会社モリエ
- 代表取締役 内野 伸彦
- パレモ・ホールディングス株式会社
- 代表取締役 吉田 馨
- 株式会社ワールド
- 代表取締役 寺井 秀蔵
- 株式会社ジヤパン・フラー・コーポレーション
- 代表取締役 松村 吉章
- 株式会社WHO,S NEXT
- 代表取締役 佐々木 崇郎
- (変更後)
- UDリテール株式会社
- 代表取締役 鈴木 康介
- 株式会社セリア
- 代表取締役 河合 映治
- 北越ジパンストラー株式会社
- 代表取締役 川端 賢二
- 伊井餅株式会社
- 代表取締役 伊井 正廣
- 株式会社梅田果実店
- 代表取締役 梅田 敬男
- 友田 都芳
- 株式会社ハニーズホールディングス
- 代表取締役 江尻 英介
- パレモ・ホールディングス株式会社
- 代表取締役 福井 正弘
- 株式会社ジヤパン・フラー・コーポレーション
- 代表取締役 松村 吉章
- 株式会社WHO,S NEXT
- 代表取締役 佐々木 崇郎
- 株式会社ヤサキ
- 代表取締役 安崎 昌治
- 株式会社ピーコック
- 代表取締役 塚本 功
- 株式会社保安企画
- 代表取締役 渡辺 勉

・日本商業施設株式会社

代表取締役 平田 一馬

4 変更の年月

- (1) 令和5年9月27日
- (2) 令和5年9月27日

5 変更する理由

- (1) 設置者の代表者の変更のため
- (2) 小売業者の代表者の変更および入退店のため

6 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
福井県福井市手寄1丁目4-1
アオッサ5階

福井市商工労働部商工振興課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4週間
- (2) 縦覧できる時間帯
午後8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドン・キホーテ福井大和田店

福井県福井市大和田1丁目1005番地 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内1丁目3番3

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

福井県福井市大和田町12字町佐1番1の一部、1番2、2番、3番、4番の一部

、6番の一部、7番の一部、8番の一部

(変更後)

福井県福井市大和田1丁目1005番地 外6筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅田 圭

(変更後)

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 笹田 賢一

4 変更の年月

(1) 平成25年8月31日

(2) 令和6年4月1日

5 変更する理由

(1) 店舗の所在地を変更したため

(土地区画整理事業の換地処分による)

(2) 設置者の代表者に変更が生じたため

6 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

フオッサ5階

福井市商工労働部商工振興課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午後8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地
MEGAドン・キホーテUNY敦賀店

福井県敦賀市中央区1丁目5番5号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

代表取締役 榊原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前)

ユニー株式会社

代表取締役 関口 憲司

(変更後)

ユニー株式会社

代表取締役 榊原 健

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前)

・UDリテール株式会社

代表取締役 片桐 三希成

・株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

・株式会社オンワード樫山

代表取締役 長谷川 恒則

・株式会社ワズオウソ

代表取締役 森本 光秋

・株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

・有限会社花工房

代表取締役 安達 吉則

・有限会社松原庵

代表取締役 奥田 浩彰

・株式会社グランファミーユ

代表取締役 家高 伊知郎

・株式会社パーパース

代表取締役 水野 秀和

・株式会社川上

- 代表取締役 川上 裕子
- ・山崎 明
- ・井ノ口 敏丈
- ・株式会社ベルパーク
- 代表取締役 西川 猛
- ・斎藤 献
- (変更後)
- ・U Dリテール株式会社
- 代表取締役 鈴木 康介
- ・株式会社セリア
- 代表取締役 河合 映治
- ・株式会社オンワード樫山
- 代表取締役 保元 道宣
- ・株式会社ワズオウソ
- 代表取締役 森本 光秋
- ・有限会社花工房
- 代表取締役 安達 吉則
- ・有限会社松原庵
- 代表取締役 奥田 浩彰
- ・株式会社گرانソフレイムイユ
- 代表取締役 家高 伊知郎
- ・株式会社パーパス
- 代表取締役 水野 秀和
- ・株式会社川上
- 代表取締役 川上 裕子
- ・山崎 明
- ・井ノ口 敏丈
- ・株式会社ベルパーク
- 代表取締役 西川 猛
- ・斎藤 献
- 4 変更の年月
- (1) 令和5年10月31日
- (2) 令和6年3月24日
- 5 変更する理由
- (1) 設置者の代表者の変更のため
- (2) 小売業者の代表者の変更および入店のため
- 6 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県敦賀市中央町2丁目1-1
敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午後8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
フェアモール福井

福井県福井市大和田2丁目1201番地 外58筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

・ユニー株式会社

代表取締役 榊原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

・協同組合福井ショッピングモール

代表理事 竹内 邦夫

福井県福井市大和田2丁目1212番地

- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

・ユニー株式会社

代表取締役 佐古 則男

・協同組合福井ショッピングモール

代表理事 安部 悟

(変更後)

・ユニー株式会社

代表取締役 榊原 健

- ・協同組合福井ショッピングモール
代表理事 竹内 邦夫
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人
にあっては代表者の氏名
(変更前)

- ・ユニー株式会社
代表取締役 佐古 則男
- ・株式会社三城
代表取締役 中尾 文彦
- ・ゼビオ株式会社
代表取締役 諸橋 友良
- ・株式会社エクスインターナショナル
代表取締役 小林 光雄
- ・株式会社ヤマダヤ
代表取締役 山田 道朗
- ・As-meエステール株式会社
代表取締役 丸山 雅史
- ・株式会社フレイブフオックス
代表取締役 上田 稔夫
- ・株式会社アーリオ・オーリオ
代表取締役 土山 満晴
- ・合資会社三谷屋
代表取締役 村田 欣弥
- ・友田 喜造
- ・ミラベル株式会社
代表取締役 大丸 謙造
- ・株式会社メルシ
代表取締役 古市 啓三
- ・株式会社良品計画
代表取締役 金井 政明
- ・株式会社ホットランド
代表取締役 佐瀬 守男
- ・株式会社日本オプティカル
代表取締役 高野 博道
- ・株式会社キンダ
代表取締役 山田 幸雄
- ・田中 秀男

- ・株式会社メルシ
代表取締役 古市 啓三
- ・株式会社ライトオン
代表取締役 横内 達治
- ・株式会社妻の穂
代表取締役 今泉 智幸
- ・株式会社ザイレッジアンガードコーポレーション
代表取締役 白川 篤典
- ・ミラベル株式会社
代表取締役 大丸 謙造
- ・株式会社ユニクロ
代表取締役 柳井 正
- ・株式会社エーピーシー・ヤート
代表取締役 野口 実
- ・株式会社メルシ
代表取締役 古市 啓三
- ・株式会社フォルム
代表取締役 中村 芳昭
- ・株式会社フレイブフオックス
代表取締役 上田 稔夫
- ・株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一
- ・株式会社クロスカンパニー
代表取締役 石川 康晴
- ・株式会社ジェイエスエヌ
代表取締役 田中 仁
- ・株式会社ラッシュジャパン
代表取締役 アンドリユウ ウイリアムトーン
- ・株式会社時女
代表取締役 池田 稔
- ・株式会社ストーンマーケット
代表取締役 中村 泰二郎
- ・株式会社ポイント
代表取締役 遠藤 洋一
- ・株式会社AccelJapan
代表取締役 大綱 清数
- ・株式会社フリーゾーン

- 代表取締役 大西 信義
- ・東京シヤツ株式会社
- 代表取締役 鈴木 正利
- ・イオンベツト株式会社
- 代表取締役 小川 明宏
- ・株式会社青木商店
- 代表取締役 青木 信博
- ・株式会社コージイコーポレーション
- 代表取締役 高林 更次
- ・株式会社チチカカ
- 代表取締役 木南 仁志
- ・有限会社はし亀
- 代表取締役 久木 正志
- ・有限会社いまむら
- 代表取締役 今村 慎一郎
- ・近藤 昌仁
- ・株式会社さか美
- 代表取締役 平松 達夫
- ・株式会社パレモ
- 代表取締役 小田 保則
- ・株式会社モリエ
- 代表取締役 藤田 敏
- ・株式会社フランドオフ
- 代表取締役 安山 勉
- ・株式会社ネクストジョイ
- 代表取締役 橋本 直樹
- ・株式会社勝木書店
- 代表取締役 勝木 伸俊
- ・株式会社安部書店
- 代表取締役 安部 悟
- ・株式会社松木屋
- 代表取締役 池多 順一
- ・株式会社小大黒屋商店
- 代表取締役 大津 伊平
- ・有限会社ツツ企画
- 代表取締役 松田 みゆき
- ・株式会社しろくま

- 代表取締役 三ツ寺 伊四郎
- ・株式会社JTB東海
- 代表取締役 森 吉弘
- ・有限会社フイノドマーケツト
- 代表取締役 下口 裕美
- ・有限会社酒井ミシン商会
- 代表取締役 酒井 哲
- ・株式会社アビバ
- 代表取締役 田中 良一
- ・有限会社スリーピーハウス
- 代表取締役 清水 宏昭
- ・株式会社ねこせや
- 代表取締役 味寺 慶治
- ・株式会社あぶらや
- 代表取締役 油谷 啓司
- ・大綱リボン工業有限公司
- 代表取締役 大綱 清
- ・株式会社塩田
- 代表取締役 塩田 健一郎
- ・有限会社ミラポールトモダ
- 代表取締役 友田 浩司
- ・株式会社ピリケン
- 代表取締役 中山 晴夫
- ・株式会社パレモ
- 代表取締役 小田 保則
- ・株式会社オリーブ
- 代表取締役 梯 隆幸
- ・株式会社パレモ
- 代表取締役 小田 保則
- ・株式会社オリーブ
- 代表取締役 梯 隆幸
- ・小山商事株式会社
- 代表取締役 小山 正純
- ・株式会社大津屋
- 代表取締役 小川 明彦
- ・有限会社キヤツチ
- 代表取締役 竹内 崇泰

- ・伊井餅株式会社
代表取締役 伊井 正廣
- ・株式会社大津屋
代表取締役 小川 明彦
- ・株式会社カワグチ
代表取締役 川口 孝誠
- ・株式会社イワモト
代表取締役 岩本 龍哲
- ・有限会社石田商店
代表取締役 石田 敬一
- ・有限会社うを由
代表取締役 島田 長明
- ・株式会社大三茶舗
代表取締役 大西 章夫
- ・岡井 真
- ・株式会社フクイフラワーガーデン
代表取締役 池田 善助
- ・株式会社えちぜん
代表取締役 小林 昭子
- ・ケイブプロダクト株式会社
代表取締役 大谷 真亮
- ・有限会社ハッピーテール
代表取締役 岡 晃司
- ・有限会社ツツタ企画
代表取締役 松田 みゆき
- ・有限会社いまむら
代表取締役 今村 慎一郎
- ・持田 充朗
- ・有限会社桃太郎
代表取締役 野坂 信友
- ・株式会社めのだ
代表取締役 新宮 寛人
- ・大綱リボン工業有限公司
代表取締役 大綱 清
- ・株式会社大和企画
代表取締役 後藤 秀和
- ・株式会社ソックスフナー

- 代表取締役 萩 信行
- ・笹本 沙希
- ・有限会社酒井ミシン商会
代表取締役 酒井 哲
- ・株式会社宝石時計の武内
代表取締役 武内 佐忠
- ・株式会社ナカシマグループ
代表取締役 中島 正端
- ・株式会社ラウソジ
代表取締役 井上 節雄
- ・株式会社こまどり
代表取締役 野路 佳成
- ・岩本商事株式会社
代表取締役 岩本 英晴
- ・株式会社オーモリ
代表取締役 大森 伸夫
- ・株式会社ニュービルゴ
代表取締役 梯 良彦
- ・丸紅レコム株式会社
代表取締役 淺原 多加夫
- ・岩三株式会社
代表取締役 岩本 芳晴
- ・株式会社パルモ
代表取締役 小田 保則
- ・まるたや株式会社
代表取締役 渡辺 恭庸
- ・株式会社フロニエ
代表取締役 小林 之夫
- ・株式会社モードサロンいわさ
代表取締役 岩佐 和守
- ・株式会社アイジューエー
代表取締役 五十嵐 昭順
- ・有限会社コーベ
代表取締役 坂田 昌一
- ・株式会社リオグループホテルディングス
代表取締役 横山 貞幸
- ・有限会社New Power Generation

- 代表取締役 野波 宜行
- ・ トリオンターナショナルジャパン株式会社
- 代表取締役 土居 健人
- ・ 株式会社G-HOT
- 代表取締役 北方 康弘
- ・ 株式会社バツタカハン
- 代表取締役 高橋 謙次郎
- ・ 株式会社タカキュー
- 代表取締役 木内 守
- ・ 株式会社スタジオアリス
- 代表取締役 川村 廣明
- ・ 株式会社ワッツオーストリー販売
- 代表取締役 越智 正直
- ・ 株式会社フクイモール
- 代表取締役 安部 悟
- ・ 有限会社J&M COLLECTION
- 代表取締役 ナチアジュビリーザーザー
- ・ 三起商行株式会社
- 代表取締役 木村 皓一
- ・ 株式会社ソテイライツストア
- 代表取締役 竹下 典江
- ・ 株式会社F・O・インターナショナル
- 代表取締役 小野 行由
- ・ 株式会社中央コンタクト
- 代表取締役 藤木 亮吉
- (変更後)
- ・ ユニー株式会社
- 代表取締役 榊原 健
- ・ 株式会社パリミキ
- 代表取締役 恒吉 裕司
- ・ ゼビオ株式会社
- 代表取締役 諸橋 友良
- ・ 株式会社ヤマダヤ
- 代表取締役 山田 太郎
- ・ エスホールディングス株式会社
- 代表取締役 丸山 雅史
- ・ 株式会社フナイフオックス

- 代表取締役 上田 稔夫
- ・ 合資会社三谷屋
- 代表取締役 村田 晚保
- ・ 友田 都芳
- ・ ミラベル株式会社
- 代表取締役 大丸 謙造
- ・ 株式会社良品計画
- 代表取締役 堂前 宜夫
- ・ 株式会社ホットランド
- 代表取締役 佐瀬 守男
- ・ 株式会社さが美
- 代表取締役 形部 幸裕
- ・ 株式会社ハニーズホールディングス
- 代表取締役 江尻 英介
- ・ 株式会社キング
- 代表取締役 長島 希吉
- ・ 田中 秀男
- ・ 株式会社メルシ
- 代表取締役 古市 啓三
- ・ 株式会社ライトオン
- 代表取締役 藤原 祐介
- ・ 株式会社DAY TO LIFE
- 代表取締役 杉内 健吉
- ・ 株式会社グレイレッジオンガードコーポレーション
- 代表取締役 白川 篤典
- ・ 株式会社チュチュアーナ
- 代表取締役 上田 崇敦
- ・ 株式会社ユニクロ
- 代表取締役 塚越 大介
- ・ 株式会社エーピーシー・マート
- 代表取締役 野口 実
- ・ 株式会社フォルム
- 代表取締役 中村 芳昭
- ・ 株式会社アグストリア
- 代表取締役 木村 治
- ・ 株式会社ストライプインターナショナル
- 代表取締役 川部 将士

- ・株式会社ジーンズ
代表取締役 田中 仁
- ・株式会社ベルパーク
代表取締役 西川 猛
- ・株式会社勝木書店
代表取締役 小川 慎二郎
- ・楽天トータルソリューションズ株式会社
代表取締役 染川 芳宏
- ・株式会社ワッツ西日本販売
代表取締役 山野 博幸
- ・東京シヤツ株式会社
代表取締役 左座 邦晴
- ・イオンベトナム株式会社
代表取締役 米津 一郎
- ・株式会社青木商店
代表取締役 青木 大輔
- ・株式会社チチカカ
代表取締役 植杉 泰久
- ・有限会社はし亀
代表取締役 久木 正志
- ・株式会社コナカ
代表取締役 湖中 護介
- ・株式会社エービーストア
代表取締役 孫 周基
- ・株式会社小大黒屋商店
代表取締役 大津 竜一郎
- ・有限会社マインドワークアウト
代表取締役 下口 裕美
- ・有限会社酒井ミシン商会
代表取締役 酒井 哲
- ・有限会社サンルート
代表取締役 原田 政代
- ・有限会社スリーピーハウス
代表取締役 清水 宏昭
- ・株式会社ねこせや
代表取締役 味寺 慶治
- ・株式会社あぶらや

- 代表取締役 油谷 光紀
- ・株式会社塩田
代表取締役 塩田 健一郎
- ・有限会社ミラポールトモダ
代表取締役 友田 浩司
- ・パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役 福井 正弘
- ・小山商事株式会社
代表取締役 井部 忠義
- ・株式会社大津屋
代表取締役 小川 尚樹
- ・有限会社キャッチ
代表取締役 竹内 崇泰
- ・伊井餅株式会社
代表取締役 伊井 正廣
- ・株式会社カワグチ
代表取締役 川口 孝誠
- ・株式会社イワモト
代表取締役 岩本 龍哲
- ・有限会社石田商店
代表取締役 石田 敬一
- ・株式会社大三茶舗
代表取締役 大西 章夫
- ・フルーツギフトオカイ
代表取締役 岡井 千寿子
- ・株式会社フクイフラワーガーデン
代表取締役 中村 昭彦
- ・株式会社花えちぜん
代表取締役 吹上 瑞枝
- ・有限会社ワツタ企画
代表取締役 松田 仁
- ・有限会社桃太郎
代表取締役 野坂 明久
- ・株式会社ソックスフオー
代表取締役 合掌 呂紗
- ・株式会社宝石時計の武内
代表取締役 武内 瑛示

- ・株式会社アテラソ
代表取締役 津村 佳宏
- ・福井県農業協同組合
代表 齋藤 雅行
- ・小山商事株式会社
代表取締役 井部 忠義
- ・株式会社ねづや
代表取締役 榊 利子
- ・株式会社キヤマル珈琲
代表取締役 尾田 信夫
- ・株式会社ホリタ
代表取締役 堀田 敏史
- ・株式会社オリーナ
代表取締役 梯 隆幸
- ・株式会社パル
代表取締役 井上 隆太
- ・有限会社はや川
代表取締役 早川 慶太
- ・株式会社西岡鮮魚店
代表取締役 西岡 俊之
- ・MXモバイリング株式会社
代表取締役 小林 圭史
- ・株式会社ナカジラグループ
代表取締役 中島 正満
- ・岩本商事株式会社
代表取締役 岩本 英晴
- ・株式会社オーモリ
代表取締役 大森 伸夫
- ・岩三株式会社
代表取締役 岩本 芳晴
- ・まるたや株式会社
代表取締役 渡辺 恭庸
- ・株式会社モードサロンいわさ
代表取締役 岩佐 和守
- ・株式会社アジーユー
代表取締役 五十嵐 昭順
- ・有限会社コーベ

- 代表取締役 坂田 昌一
 - ・トリオンターナショナルジャパン株式会社
代表取締役 ヴァンサン ネリアス
 - ・株式会社ワイテイエーグロ
代表取締役 栗山 邦彦
 - ・株式会社タカキュー
代表取締役 大森 尚昭
 - ・株式会社F・O・インターナショナル
代表取締役 小野 行由
 - ・株式会社中央コンタクト
代表取締役 藤本 亮吉
 - ・コサカ株式会社
代表取締役 森 裕一
 - ・株式会社ラウンジ
代表取締役 井上 賢一
 - ・クールカレアン株式会社
代表取締役 堀内 一夫
 - ・協同組合福井ショッピングモール
代表理事 竹内 邦夫
 - ・Girls バラのボンパードール
代表 見附 蘭子
 - ・LOOP
代表取締役 畑伸 一豪
- 4 変更の年月
- (1) ユニー株式会社：令和5年10月31日
協同組合福井ショッピングモール：平成29年5月26日
- (2) 令和5年10月31日
- 5 変更する理由
- (1) 設置者の代表者の変更のため
- (2) 小売業者の名称、代表者および住所の変更ならびに入退店のため
- 6 聴取した意見の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
福井県福井市手寄1丁目4-1
アオッサ5階
福井市商工労働部商工振興課
聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- 7

- (1) 縦覧期間
 公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
 午後8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条3項において準用する同法第5条3項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
 越前芝原複合施設
 福井県越前市芝原3丁目1字東江崎1番 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 リコーリース株式会社
 代表取締役 中村 徳晴
 東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

アクロス芝原店

(変更後)

越前芝原複合施設

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ソーネット

代表取締役 山崎 繁樹

・カワノ株式会社

代表取締役 河合 洋典

・株式会社クスのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

(変更後)

・maテレコム株式会社

代表取締役 柴崎 秀紀

・江守企画株式会社

代表取締役 江守 清隆
 ・株式会社クスのアオキ
 代表取締役 青木 宏憲

- 4 変更の年月
- (1) 令和6年6月1日
- (2) 地位承継時
- 5 変更する理由
- (1) 店舗名称変更したため
- (2) 地位承継のため
- 6 聴取した意見の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
 福井県産業労働部商業・市場開拓課
 福井県越前市府中1丁目13-7
 越前市産業観光部産業政策課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
 公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
 午後8時30分から午後5時15分まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
 A重油（JIS規格重油1種1号）
- (2) 調達物品の調達予定数量
 350キロリットル
- (3) 調達物品の仕様
 入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (4) 調達物品の納入に係る期間および日時
 令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）までの間において別に指定する日時
- (5) 納入場所
 福井県坂井市三国町米納津49-100-6

テラノポータル福井浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札日において現に福井県による指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
- この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用し行う。
- なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札参加資格の確認に関する事項
- この入札に参加しようとする者は、申請書に必要と認められる書類（以下「資料」と

いう。）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和6年8月6日(火)から同年8月20日(火)まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

ただし、紙入札の承認を受けけるものは、入札説明書の別紙様式1を資料と共に契約担当者へ持参、もしくは必ず配達記録が残る方法にて郵送（民間事業者含む。）すること。

(3) 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

5 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

電話 0776-20-0535

(2) 入札説明書等の交付

福井県物品等入札情報サービスシステムに添付される電子データを参照すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および入札日時等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する（紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。）。

(提出期間)

- 令和6年9月18日(水) 午前8時30分から午後5時まで
令和6年9月19日(木) 午前8時30分から午後4時まで
- (2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期間等

ア 提出期間
6(1)と同様とする。

イ 提出方法
持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

ウ 提出場所
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課

- (3) 開札の日時および場所

ア 日時
令和6年9月20日(金) 午前10時

イ 場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁10階1005会議室

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、調達物品1ロットル当たりの価格とすること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期
休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Name of products to be purchased
Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased
350kl.

(3) Delivery period
From 1st October 2024 to 31st March 2025

(4) Delivery place
Technoport Fukui Water Treatment Center
49-100-6 Yonozu, Mikuni Town, Sakai city, Fukui prefecture

(5) Date/Time of Bidding
10:00 AM 20th September 2024

(6) Contact point for the notice
Public enterprise division, Department of business, industry and labor, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0535

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
音響インテリジェント測定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県工業技術センター
福井県福井市川合鷺塚町61-10
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月10日
- 4 落札者の名称および所在地
轟産業株式会社
福井市毛矢3丁目2-4
- 5 落札金額
44,715,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年5月28日

福井県報第310号

四ヶ浦小樽土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- | | | |
|-----|--------|-----------------|
| 役員名 | 氏名 | 住所 |
| 監事 | 浜野 武 | 丹生郡越前町小樽5-11-2 |
| 〃 | 山本 三紀代 | 丹生郡越前町小樽12-20-2 |

四ヶ浦小樽土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年6月22日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- | | | |
|-----|-------|----------------|
| 役員名 | 氏名 | 住所 |
| 監事 | 川上 一義 | 丹生郡越前町小樽3-20-4 |
| 〃 | 橋谷 一信 | 丹生郡越前町小樽3-65 |

令和6年8月6日(火)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年7月22日に敦賀市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
敦賀市
- 2 作業の種類
公共測量(レベル2500数値地形図データ修正および編纂)
- 3 作業の期間
令和6年8月1日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県敦賀市都市計画区域

福井県港湾施設管理条例(昭和37年福井県条例第45号)第12条第1項の規定に基づき、福井港九頭竜川ボートパークの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 施設名
福井港九頭竜川ボートパーク
 - (2) 所在地
福井県坂井市三国町新保95-1-6
 - 2 指定管理者の業務の範囲
 - (1) 福井港九頭竜川ボートパークの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
 - (2) 福井港九頭竜川ボートパークの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
 - (3) 福井港九頭竜川ボートパークの維持管理に関する業務
 - (4) 福井港九頭竜川ボートパークの利用の促進に関する業務
 - (5) 利用に関する情報の提供および施設の技術的助言に関する業務
- 3 指定する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
 - 4 申請書類の提出
 - (1) 提出期間

令和6年8月6日(火) から令和6年10月10日(木) (土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)までの平日の午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部港湾空港課
- (3) 提出部数
正本1部および副本10部

5 その他

- (1) 募集要項等の交付
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所
4(2)と同様とする。

イ 交付期間
4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所まで送付すること。なお、福井県港湾空港課ホームページからもダウンロードすることができる。

- (2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所
4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間
4(1)と同様とする。

- (3) 申請の費用
申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

- (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

- (5) 問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部港湾空港課管理グループ
電話 0776-20-0490

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定に基づき、福井駅前南通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 組合の名称

福井駅前南通り地区市街地再開発組合

- 2 事務所の所在地

福井市中央1丁目11番5号

- 3 事業施行期間

令和4年6月21日から令和12年3月31日まで

- 4 施行地区

福井市中央1丁目1801番、1803番から1807番、1808番2、1835番から1841番、1901番から1903番、1906番から1930番2、2311番から2319番4、3003番、3・4・14福井駅豊島上町線の一部、3・4・15城の橋線の一部、3・5・63北の庄線の一部、市道中央1-332号線の一部、市道中央1-337号線の一部、市道中央1-339号線の一部、市道中央1-625号線の一部、ガリアアポケット公園の一部

- 5 組合設立認可の年月日

令和4年6月21日

- 6 事業計画の変更の認可の年月日

令和6年7月29日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量

行政情報ネットワーク端末購入(DX推進課)

行政情報ネットワーク端末A 645台

行政情報ネットワーク端末B 122台

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県未来創造部DX推進課

福井県福井市大手3丁目17-1

- 3 落札者を決定した日

令和6年7月24日

- 4 落札者の名称および住所

株式会社 江守情報

福井県福井市順化1丁目24-38

- 5 落札金額

85,262,221円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年6月11日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月6日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称
運転免許証作成機等の改修作業委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年7月17日
- 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社DNPAイデアーステム
東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
52,059,700円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

福井県選挙管理委員会

福井県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 届出年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|-------------|--------|---------|------------|
| 令和6年6月19日 | たけながが由里子後援会 | 武長 由里子 | 田中 浩幸 | 小浜市駅前町3-15 |

福井県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 異動年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異動内容 | |
|----------------|----------------|--------|-----------------------------|----------------------------------|---|
| | | | | 新 | 旧 |
| 令和5年 2月22日 | 斉木武志後援会 | 斉木 武志 | 主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分 | 越前市平出2-33-1 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 越前市片屋町58-11-1 法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 令和5年 2月22日 | 若き即戦力の会 | 斉木 武志 | 主たる事務所の所在地 | 越前市平出2-33-1 | 越前市片屋町58-11-1 |
| 令和5年 7月17日 | 中川あきゆき後援会 | 中川 陽如 | 代表者 | 斉木 武志 | 澤田 昌平 |
| | | | 主たる事務所の所在地 | 福井市問屋町4-821 | 福井市菅谷1-1-5 |
| 令和5年 11月18日 | 税理士による山崎 | 朝山 茂樹 | 代表者 | 朝山 茂樹 | 松田 一彦 |
| | | | 会計責任者 | 中西 宏爾 | 朝山 茂樹 |
| 令和6年 5月8日 | 福井県農政連越前町支部 | 笠原 義和 | 名称 | 福井県農政連越前町支部 | 福井県農政連丹生支部 |
| | | | 代表者 | 笠原 義和 | 谷口 新悟 |
| 令和6年 6月19日 | 福井県農政連南条支部 | 大塚 与四郎 | 会計責任者 | 友廣 良和 | 谷口 孝典 |
| | | | 会計責任者 | 高橋 俊之 | 上木 孝 |
| 令和6年 6月23日 | 福井維新の会 | 井上 英孝 | 会計責任者 | 土田 光 | 井上 英孝 |
| 令和6年 7月11日 | 自由民主党福井県ときわ会支部 | 川岸 宏樹 | 代表者 | 川岸 宏樹 | 和田 豊和 |
| 令和6年 7月4日 | 中川あきゆき後援会 | 中川 陽如 | 会計責任者 | 中川 陽如 | 古石 暁子 |
| 令和6年 7月9日 | 稲田朋美豊地区後援会 | 坂田 信行 | 主たる事務所の所在地 | 福井市花堂北2-22 | 福井市月見4-20-53 |
| | | | 代表者 | 坂田 信行 | 林田 嘉一 |

| | | | | | |
|--------------|-----------------|-------|----------------|---------------------|--------------------|
| | | | 会計責任者 | 筆島 賢二 | 金子 彰 |
| 令和6年 7月9日 | 稲田朋美美山地区 後援会 | 渡辺 一夫 | 主たる事務 所の所在地 | 福井市美山町 6 - 25-1 | 福井市小和清水町 2 1-5 |
| | | 代表者 | 代表者 | 渡辺 一夫 | 横山 嘉信 |
| 令和6年 7月9日 | 稲田朋美森田地区 後援会 | 三澤 高信 | 主たる事務 所の所在地 | 福井市東森田 1 - 1 905 | 福井市栗森 2 - 19 13 |
| | | 代表者 | 代表者 | 三澤 高信 | 林 進一 |

福井県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出について、政治団体から訂正の届出があったので、政治団体の届出事項の異動に係る届出（令和3年福井県選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年8月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

稲田朋美国見地区後援会の主たる事務所の所在地に係る異動内容の新的欄中、「福井市小丹生町42-4」を「福井市小丹生町42-4-2」に改める。

福井県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 解散年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 |
| 令和6年6月20日 | 林大樹後援会 | 玉村 和夫 |
| 令和6年6月29日 | 中川智和後援会 | 上田 泰弘 |

福井県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月6日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

| 異動年月日 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動内容 | |
|----------------|------------------|-----------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | | 新 | 旧 |
| 令和15年 2月22日 | 斉木 武志 | 斉木武志後援会 | 公職の種類 主たる事務 所の所在地 | 福井県議会議員 越前市平出2-33 -1 | 参議院議員 越前市片屋町58- 11-1 |

令和六年八月六日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県